

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市												
法人名	社会福祉法人平成福祉会		主たる事務所の所在地	〒 553 - 0006 大阪市福島区吉野1-21-14		電話番号	06 - 6459 - 4961		FAX番号	06 - 6225 - 4961			
ホームページアドレス	http://www.heiseifukushikai.com/			メールアドレス				設立認可年月日	平成14年3月15日		設立登記年月日	平成14年3月15日	
代表者	氏名	年齢		住所			職業	就任年月日					
	香山 博	公表/非公表	非公表	公表/非公表	非公表			理事長	平成16年8月26日				

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態		
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施	
児童福祉	第一種								
	第二種								
老人福祉	第一種	特別養護老人ホーム	公表	平成新高苑	大阪市淀川区新高4-15-25	平成15年4月1日			90
		特別養護老人ホーム	公表	平成みなと苑	大阪市港区弁天2-8-16	平成25年12月1日			130
	第二種	老人デイサービス事業	公表	老人デイサービスセンター陽だまりの苑	大阪市淀川区新高4-15-25	平成15年5月1日			30
		老人短期入所事業	公表	平成新高苑	大阪市淀川区新高4-15-25	平成15年5月1日			10
		老人居宅介護支援事業 老人短期入所事業	公表	居宅介護支援事業所陽だまりの苑 ショートステイ平成みなと苑	大阪市淀川区新高4-15-25 大阪市港区弁天2-8-16	平成15年5月1日 平成25年12月1日			10
障害者福祉	第一種								
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	にいたかの里	大阪市淀川区新高4-15-28	平成17年4月1日			60
その他	第一種								
	第二種								

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員	現員																	
	6	6	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数
	親族	他の社会福祉法人の役員					その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給		職員給与のみ支給	支給なし			
理事長	香山 博	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26									○			○				7
理事	岩崎 圭祐	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 27	○								○						○	7
理事	岩崎 正晃	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 28	○								○						○	7
理事	上原 洋允	弁護士	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 29					○										○	6
理事	丸谷 潔	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 30								○		○				○		7
理事	権藤 延久	医師	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 31									○						○	7

監事	定員	現員																	
	2	2	氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数			
	財務諸表等を監査し得る者							社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり	支給なし							
公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等				その他													
	尾池 和雄	税理士	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26	○						○							○		7
	宮田 和昌	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26								○						○		7

評議員	定員	現員				親族等特殊関係者の有無	理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数			
	13	12	氏名	職業	任期			親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者					施設長	利用者の家族の代表	その他
			香山 博	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26									○		○		7		
			岩崎 圭祐	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26	○								○		○		7		
			岩崎 正晃	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26	○								○		○		7		
			上原 洋允	弁護士	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26				○							○		6		
			権藤 延久	医師	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26									○		○		7		
			丸谷 潔	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26							○				○	○	7		
			岩崎 陽子	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26	○								○				7		
			武智 虎義	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26						○							1		
			羽田 清彦	福祉	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26						○							1		
			中村 和洋	弁護士	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26				○									7		
			渡邊 卓	会社役員	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26			○						○				7		
			松下 武平	会社代表	H28. 3. 27 ~ H30. 3. 26						○							7		

施設長	施設名		氏名	就任年月日	法令等に定める資格の有無
	特別養護老人ホーム平成新高苑		中村 圭	平成28年4月1日	有
	特別養護老人ホーム平成みなと苑		丸谷 潔	平成25年12月1日	有
	障がい福祉サービス事業所 にいたかの里		垣内 裕	平成25年12月1日	有

職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤	
		換算数		換算数	
	法人本部	2			
施設	155		39	27.3	

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項
	平成27年5月29日	6		有	設立当初及び2年次の事業計画・収支予算について 特別養護老人ホーム平成曾根崎苑について 借入金に関する償還財源について
					平成26年度事業報告および決算監査報告について 平成27年度大阪府共同募金介配分金決定通知書の報告について
	平成27年8月31日	6		有	特別養護老人ホーム平成曾根崎苑の実施設計・設計監理業務の注文契約について 共同生活援助にいたかの里の事業開始について
	平成28年1月5日	6		有	平成曾根崎苑新築工事の入札参加業者募集の件 平成曾根崎苑新築工事の土地賃貸借契約締結の件
	平成28年1月26日	6		有	平成曾根崎苑新築工事の入札参加業者の指名について
	平成28年3月2日	5		有	平成曾根崎苑新築工事の入札結果について 平成28年度事業計画(案)について 平成28年度収支予算(案)について
					理事長の選任について 社会福祉法人平成福祉会の評議員選任について
平成28年3月11日	6		有	平成曾根崎苑新築工事の工事請負契約について	
平成28年3月30日	6		有	特別養護老人ホーム平成新高苑の人事異動について	

評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項
	平成27年5月29日	12	有	設立当初及び2年次の事業計画・収支予算について 特別養護老人ホーム平成曾根崎苑について 借入金に関する償還財源について
				平成26年度事業報告および決算監査報告について 平成27年度大阪府共同募金介配分金決定通知書の報告について
	平成27年8月31日	11	有	特別養護老人ホーム平成そねざき苑の実施設計・設計監理業務の注文契約について 共同生活援助にいたかの里の事業開始について
	平成28年1月5日	11	有	平成そねざき苑新築工事の入札参加業者募集の件 平成そねざき苑新築工事の土地賃貸借契約締結の件
	平成28年1月26日	11	有	平成そねざき苑新築工事の入札参加業者の指名について
	平成28年3月2日	10	有	平成曾根崎苑新築工事の入札結果について 平成28年度事業計画(案)について 平成28年度収支予算(案)について 理事長の選任
				について 社会福祉法人平成福祉会の評議員選任について
平成28年3月11日	11	有	平成曾根崎苑新築工事の工事請負契約について	
平成28年3月30日	13	有	特別養護老人ホーム平成新高苑の人事異動について	

監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	平成27年5月29日	尾池和雄・宮田和昌	有	なし	なし

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無	
基本 財産	土地								
	建物	大阪市淀川区新高4丁目105番地4	4324.6	633,168	平成20年4月1日	238,000	(独)福祉医療機構	平成70年3月31日	有
		大阪市淀川区新高4丁目105番地3 大阪市港区弁天2丁目8番地10、11、4、5、12	1280.8 6753.8	215,074 917,740			(独)福祉医療機構	平成75年12月20日	有
運用 財産	土地								
	建物								
公益 事業 用財産	土地								
	建物								
収益 事業 用財産	土地								
	建物								

V その他

										平成	28	年4月1日現在	
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果				
	インターネット 法人HP	法人HP	法人HP	公表していない	公表していない	その他方法	公表していない	公表していない	公表していない				
	広報誌												
	新聞												
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表								
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表		資金収支計算書		事業活動計算書(事業活動収支計算書)					
インターネット 法人HP	法人HP	法人HP	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)			
広報誌			法人HP		法人HP		法人HP		法人HP				
新聞													
外部監査	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
	費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
	公認会計士												
	監査法人												
	税理士												
その他													
指摘事項													
第三者評価	受審施設・事業所名		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
			費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
											平成	28	年3月31日現在
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他		
	○							○					

社会福祉法人平成福社会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
 - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人平成福社会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区吉野1丁目21番14号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付

議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪市長に報告するものとする。
 - 3 監事は前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべ

き事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この

法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000千円

(2) 大阪市淀川区新高4丁目105番地3（家屋番号105番3）所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建
特別養護老人ホーム平成新高苑用建物1棟
床面積、1階1,138.19㎡、2階779.82㎡
3階788.82㎡、4階785.11㎡、5階782.17㎡
地下1階50.49㎡

(3) 大阪市淀川区新高4丁目105番地3（家屋番号105番3の2）所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
障害福祉サービス事業 にいたかの里用建物1棟
床面積、1階406.59㎡、2階410.34㎡、3階410.34㎡、
4階53.53㎡

(4) 大阪市港区弁天二丁目8番地10（家屋番号8番10）所在の鉄筋コンクリート造陸屋根9階建
特別養護老人ホーム平成みなと苑用建物1棟
床面積、1階805.37㎡、2階821.84㎡、3階821.84㎡
4階821.84㎡、5階821.84㎡、6階821.84㎡
7階821.84㎡、8階821.84㎡、9階195.55㎡

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。
ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人平成福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岩	崎	圭	祐
理事	宮	田	和	昌
〃	上	原	洋	允
〃	香	山		博
〃	岩	崎	正	晃
〃	谷	岡		学
監事	尾	池	和	雄
〃	内	田	俊	子

附 則

変更後の定款は平成15年 5月 2日から施行する。

附 則

変更後の定款は平成17年 9月26日から施行する。

附 則

変更後の定款は平成18年 4月18日から施行する。

附 則

変更後の定款は平成23年 6月 7日から施行する。

附 則

変更後の定款は平成25年12月 1日から施行する。

附 則

変更後の定款は平成26年10月15日から施行する。